

【弁護士限定】緊急研修会 @ オンライン

コロナ版自然災害債務整理ガイドラインの基礎 ～相談対応弁護士のための初期相談の勘所～

2020年12月1日から、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（被災ローン減免制度、以下「ガイドライン」という。）が新型コロナ禍により債務の返済に困っている方（給与所得者その他の個人や個人事業主）について運用を開始されました。既に、各単位会においては、ガイドラインの適用を求める相談などが寄せられており、登録支援専門家の委嘱依頼も寄せられており、弁護士・弁護士会における「登録支援専門家」の登録が急務となっています。

そこで、日本弁護士連合会の自然災害債務整理ガイドラインWG委員の森智幸弁護士（岡山弁護士会）を講師に招いて、ガイドラインの基礎を講義頂く、研修会を企画しました。

なお、会場での研修は、いわゆる三密となる恐れがあるため、ウェブ会議システムであるZOOMウェビナーを利用した講座を実施いたします。各単位会におきましては、本研修を登録支援専門家への登録の際の指定研修にいただき、登録支援専門家の拡充を図っていただければと思います。多くの先生方のご参加をお待ちしております。

ZOOMウェビナーによる視聴（本研修のYouTube配信は予定しておりません。ご了承ください。）

方法

※Zoomウェビナー情報ご希望の場合

関弁連事務局宛メール(kanto-ba@gc4.so-net.ne.jp)にてお問い合わせをお願いします。

- ・メール表題は、「1月8日災害研修について」としてください。
 - ・メール本文には、「ご登録番号」及び「ご氏名」を記載してください。
- ご返信にてお伝えいたします。

費用

無料

内容

令和3年1月8日(金) 18時～19時15分

講師：弁護士 森智幸 先生

岡山弁護士会自然災害債務整理ガイドラインPT座長
日弁連自然災害債務整理ガイドラインWG委員

※資料につきましては、当日の研修の中にダウンロード方法をお知らせいたします(予定)



お問い合わせ：関東弁護士会連合会

TEL

03-3581-3838